

2025年7月1日実施

## 電動車V2G実証プラン、電動車V2H実証プラン 重要事項説明書

### 【お申込み時の注意点】

ご利用されていた他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えにつきましては、お申込み前に、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。特に、以下の点にご留意ください。

- ・当社と新たに契約される場合、旧事業者との間で締結された電気需給契約が解除されます。旧事業者との電気需給契約の内容に違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申込み手続き後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。
- ・旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。旧事業者との契約内容をご確認ください。

電動車V2G実証プランのお申込みには、以下の各条件に適合している必要があります。各条件に適合しないと当社で判断した場合、契約をお断りさせていただきます。

- ・当社指定の充放電設備が同一需要場所に設置してあること。
- ・当社指定の充放電設備が逆流ありで、送配電事業者が定める系統連系技術基準に適合した接続になっており、かつ託送供給等約款における発電者にかかる事項を遵守していること。
- ・当社指定の充放電設備より放電された電力を一般送配電事業者の供給設備を介して当社が買取する契約（以下、「買取契約」といいます。）もあわせてお申込みいただくこと。
- ・当社指定の充放電設備以外の太陽光発電設備や蓄電池が同一需要場所に設置されていないこと。
- ・当社指定の対応車種をいずれか1台のみ所有しており、かつ他に対応車種以外の電動車を所有していないこと。

なお、すでにご契約中のお客さまにおいては、上記条件に適合していないと当社が判断した場合、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

電動車V2H実証プランのお申込みには、以下の各条件に適合している必要があります。各条件に適合しないと当社で判断した場合、契約をお断りさせていただきます。

- ・当社指定の充放電設備が同一需要場所に設置してあること。
- ・当社指定の充放電設備以外の太陽光発電設備や蓄電池が同一需要場所に設置されていないこと。
- ・当社指定の対応車種をいずれか1台のみ所有しており、かつ他に対応車種以外の電動車を所有していないこと。

なお、すでにご契約中のお客さまにおいては、上記条件に適合していないと当社が判断した場合、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

### 1. お申込み方法

当社所定の方法によってお申込みしていただきます。その他、本重要事項説明書末尾に記載する媒介業者の勧誘によりお申込みいただいた場合には、同媒介業者からお客さまに対し、電話または訪問にて所定の事項についてご質問させていただき、お客さまよりご回答いただく方法により、お客さまのお申込み意思を確認する場合があります。この場合は、媒介業者においてお客さまのお申込み意思を確認させていただいた段階で、お客さまより電気需給契約および買取契約のお申込みをいただいたものとします。また、上記条件すべてに適合していても、当社都合により、お申込みの受付およびお申込み受付後の契約の締結をお断りする場合があります。お客さまは、この点につき、あらかじめご承諾いただきます。

### 2. 電気の需給開始および買取開始

当社所定の方法でのお申込みの際に希望された日、または別途お客さまと当社との間の協議にて合意した日とします。引っ越しなどを理由として新たに需要場所で電気の使用を開始したお客さまが、当社または他の小売電気事業者との電気需給契約および買取契約の締結前に電気の使用を開始および電気の買取を開始されていた場合の供給開始日および買取開始日については、他の小売電気事業者が需給開始日および買取開始日を指定した場合等を除き、お客さまが実際に電気の使用を開始および電気の買取を開始した日とします。

### 3. 電気基本需給約款および電気個別約款

電気基本需給約款（以下、「基本約款」といいます。）およびお客さまが適用を受ける電気個別約款（以下、「個別約款」といいます。）（以下、「基本約款」、「個別約款」をあわせて「電気約款」といいます。）は、当社ホームページ（<https://www.machi-ene.jp/>）で閲覧・ダウンロード可能です。

### 4. 料金

本プランの料金単価ならびに諸条件につきましては、別紙「料金表」をご参照下さい。

### 5. その他費用負担

お客さまは、当社がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、その費用について、お客さまに当社の指定する方法によりお支払いいただきます。詳細は、基本約款第23条をご参照ください。

### 6. 違約金

お客さまが基本約款第24条に定める項目に該当し、そのために接続供給にかかる料金の全部または一部の支払を免れたとして、当社が一般送配電事業者から、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該違約金に相当する金額を当社に支払うものとします。詳細は、基本約款第24条をご参照ください。

### 7. お客さまの申し出による解約等

お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に電気需給契約を解約する場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。詳細は基本約款第29条をご参照ください。

### 8. 契約電流または契約容量

お申込みいただいた契約電流または契約容量は、個別約款にてお客さまが適用を受ける契約種別にもとづき算定した契約電流または契約容量とします。

### 9. 供給電圧および周波数

100V または 200V、標準 50Hz または 60Hz

### 10. 使用電力量の計量ならびに料金の算定

一般送配電事業者設置の記録型電力量計（スマートメーター）により30分単位で計量します。ま

た、料金の算定期間は、①電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合、②契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合、③計量期間等の日数とその計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き、「1月」を単位とし、計量された使用電力量を使用して、お客さまの契約種別に従い当社にて料金を計算いたします。ただし、電気の供給を開始した月もしくは電気需給契約を終了した月または契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、個別約款第6条に従い、日割計算します。なお、計量器の故障等により使用電力量が正しく計量できない場合には、一般送配電事業者と当社との協議によって使用電力量を定め、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえて当社が使用電力量を決定します。

#### 11. 各料金プランの終了

当社は、電動車V2G実証プランを2026年3月31日をもって終了します。電動車V2G実証プランにご契約中のお客さまは、当該終了日以降最初の検針日より、電動車V2H実証プランが適用となります。その際、当社が適当と考える方法によりお客さまへ周知いたします。なお、電動車V2G実証プランから電動車V2H実証プランへの変更の際は、当該買取契約は解約となります。

なお、電動車V2H実証プランは2027年3月31日以降で廃止を予定しております。その際、当社はあらかじめ一定期間、廃止の案内および廃止日を当社が適当と考える方法によりお客さまへ周知いたします。電動車V2H実証プランにご契約中のお客さまは、電動車V2H実証プラン廃止日以降最初の検針日より、きほんプランが適用となります。その際、当社が適当と考える方法によりお客さまへ周知いたします。

きほんプラン適用の電気個別需給約款

[https://www.machi-ene.jp/files/pdf/kyo-tsu/agreement\\_20250401.pdf](https://www.machi-ene.jp/files/pdf/kyo-tsu/agreement_20250401.pdf)

きほんプラン適用の重要事項説明書

[https://www.machi-ene.jp/files/pdf/kyo-tsu/important\\_20250401-update01.pdf](https://www.machi-ene.jp/files/pdf/kyo-tsu/important_20250401-update01.pdf)

また、各料金プランの新規申込み受付を終了する場合があります。受付終了に際しては、あらかじめ当社が適当と判断する方法にて告知いたします。

#### 12. 契約期間と契約の更新

当社との需給契約は電気供給を開始した日から起算して1年間といたします。

契約期間満了日に先だってお客さま、または当社どちらかから解約の申し出がないときは同条件にて自動的に1年間、電気需給契約が更新されます。なお、契約期間中にお客さまの申し出により契約を終了する場合は、当社にその旨を通知していただく必要があります。ただし、引越しなどを理由に契約期間中にお客さまの申し出により契約終了を希望する場合は、あらかじめ15日前までに電話または当社会員ページで申し出をしていただきます。

なお、当社との買取契約がある場合は、当該買取契約は2026年3月31日以降最初の検針日の前日までといたします。

#### 13. 契約の更新時の説明および書面交付

当社は、契約の更新に伴う供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付については、以下の方法により行うこととします。お客さまには、これらの点については、あらかじめご承諾していただきます。

- ① 供給条件の説明は、更新後の契約期間についてのみ行うこととし、その他の供給条件についての説明は行いません。また、当該説明の際は、契約締結前の書面交付は省略させていただきます。
- ② 契約締結後に交付する書面には、当社の名称および住所、お客さまとの契約（更新）年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。また、当社は、上記各記載事項を、個別に通知する方法またはホームページに掲載する方法その他法令に従い当社が適当と判断した方法でお客さまに提供することをもって、契約締結後交付書面の交付とみなすこととします。

#### 14. 料金等の支払方法および支払時期

支払方法は、原則としてクレジットカード払いまたは口座振替とします。なお、一定期間支払い方法

の登録が完了していない場合、支払い依頼書発行手数料 550 円（郵便料金のほか当社の事務処理手数料を含みます。）をいただきます。また、当社は原則として、お客さまに対する領収書の発行は行いません。料金の支払時期は、口座振替については、計量日または検針日以降に計算する電気料金の請求日（以下「支払義務発生日」といいます。）から起算して30日以内に到来する27日とし、クレジットカード払いについては、支払義務発生日から起算して翌営業日とします。また、一般送配電事業者の請求に応じお客さまにご負担いただく費用等の支払時期は、都度当社が定める支払期日までとします。詳細は、基本約款第17条をご参照ください。

#### 15. 当社からの申し出による契約の解除

お客さまが電気需給契約に基づく債務を履行されなかった場合や、お客さまが電気料金を支払期日の経過後も支払わなかった場合は、当社は契約を解除する場合があります。その場合、当社は解除する日の15日前までに書面での通知をした上で、契約を解除いたします。詳細は、基本約款第30条をご参照ください。契約の解除を行う際、当社との買取契約がある場合は、その買取契約もあわせて解除いたします。

#### 16. 電気の供給および買取に関してお客さまにご協力いただく事項等

当社はお客さまへ電気を供給および買取するために、電気の供給および買取に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がある場合などのご連絡、必要がある場合の立ち入り業務などにご協力いただくことがあります。お客さまにご協力いただく事項の詳細は、基本約款第20条をご参照ください。

#### 17. 契約締結時の説明および書面交付

当社は、電気事業法第2条の13第2項に基づく書面の交付（契約締結前書面）および同法第2条の14第1項に基づく書面の交付（契約締結後書面）については、遅滞なく、当社ホームページ上へ掲載する方法および当社会員ページへの掲載する方法ならびにその他法令に従い当社が適当と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとし、

#### 18. 重要事項説明書または電気約款の変更

当社が本重要事項説明書または電気約款を変更する場合、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他法令に従い当社が適当と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他供給条件および買取条件は、変更後の重要事項説明書または電気約款によります。

#### 19. 契約変更時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

本重要事項説明書または電気約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件、買取条件の説明、本契約変更前の書面交付および本契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- ① 供給条件、買取条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、法令に従い当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約変更後の書面交付を行う場合には法令に従い当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号および受給地点特定番号を記載します。
- ③ 上記にかかわらず、本重要事項説明書または電気約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約および買取契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件、買取条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

#### 20. 暴力団排除に関する事項

お客さまが、反社会的勢力に該当しないことなど、基本約款第 34 条第 1 項に定める事項および同条第 2 項に定める行為を行わないことについて表明および保証をしていただけない場合、当社はお客さまからのお申込みをお断りいたします。

## 21. 個人情報の取り扱いについて

当社は、お客さまの氏名、住所、連絡先、供給地点情報などの個人情報を、電気の供給および関連サービスの提供に必要な範囲で取得・利用いたします。取得した情報は、法令に基づき、送配電事業者、電力広域的運営推進機関、提携事業者等と共同利用する場合があります。また、個人情報の安全管理のため、技術的・組織的な措置を講じております。個人情報の利用目的、第三者提供の範囲、安全管理措置等の詳細については、当社のプライバシーポリシーをご確認ください。

プライバシーポリシー：<https://www.retailenergy.co.jp/pdf/public/privacy/policy.pdf>

## 22. お問い合わせ先

- 小売電気事業者：MCリテールエナジー株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号（新国際ビル6階）  
登録番号：A0140  
代表取締役社長：荒木 敬幸
- 媒介業者：三菱商事株式会社、または本重要事項説明書末尾記載の通り
- お問い合わせ先：MCリテールエナジーカスタマーセンター  
電話：0570-200-767  
受付時間：月～土 9：00～17：00（祝日、年末年始を除く）

クーリング・オフについて内容をよくお読みください。

## クーリング・オフ

次のことは、電力販売の態様が「特定商取引法の訪問販売もしくは電話勧誘販売にあたり、お客さまにクーリング・オフの権利が付与される場合」のみ適用となります。

- (1) お客さまが、特定商取引法で定める訪問販売もしくは電話勧誘販売でお申込みまたは契約された場合、本重要事項説明書を受領された日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録により無条件でお申込みの撤回または契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。その効力は、書面または電磁的記録を発信した時（郵便消印日付など）から発生いたします。
- (2) 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。
- (3) 前2項の場合は、お客さまは次のことが保障されます。
  - ・ 損害賠償および違約金の支払を請求いたしません。
  - ・ すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
  - ・ 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払った場合は、すみやかにその金額を返還いたします。
  - ・ お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更され、その原状回復が必要となる場合、お客さまは当社に対し、必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- (4) クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送、またはお問い合わせフォームよりご通知ください。  
名称：MCリテールエナジー株式会社  
住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号（新国際ビル6階）  
代表取締役社長：荒木 敬幸  
お問い合わせフォーム：  
<https://www.evee.energy/inquiry>

## 媒介業者のお問い合わせ先

<<料金表>>

■ 電動車V2G実証プラン

料金は、基本料金（税込）＋【市場に基づく電気料金※1＋託送従量料金相当額※2×ご使用量＋サービス運営費※3×ご使用量】＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量－【市場に基づく逆潮流買取料金※4＋固定還元料金※5×逆潮流電力量】とします。まったく電気を使用しない場合は、基本料金を半額といたします。

	単位	区分	単価(税込)
基本料金	1 契約	10 A	262.24 円
		15 A	393.36 円
		20 A	524.48 円
		30 A	786.72 円
		40 A	1,048.96 円
		50 A	1,311.20 円
		60 A	1,573.44 円
		1 kVA あたり	262.24 円

市場に基づく電気料金※1

お客様の 30 分ごとの使用電力量 ÷ (1－エリア損失率) × 30 分ごとのエリアプライス × 消費税率

エリア損失率：6.9%

託送従量料金相当額※2

区分	単価(税込)
1 kWhあたり	6.97 円

サービス運営費※3

区分	単価(税込)
1 kWhあたり	5.50 円

市場に基づく逆潮流買取料金※4

お客様の 30 分ごとの逆潮流電力量 × 30 分ごとのエリアプライス × 消費税率

固定還元料金※5

区分	単価(税込)
1 kWhあたり	11.00 円

解約金	なし	燃料費調整	なし
-----	----	-------	----

〈特則〉

- ・ 申込み対象は個人または法人とします。
  - ・ 原則、戸建住宅に居住し、お客様、またはその同一の家屋に居住している家族(以下、「同居家族」といいます。)が、当該戸建住宅を需要場所とする電力契約を小売電気事業者と締結していること。
  - ・ 電動車V2G実証プランの適用は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に当社が指定した充放電機器を電氣的に接続し、当該充放電設備より放電された電力を一般送配電事業者の供給設備を介して当社が買取する買取契約にお申込みいただくことを条件とします。
  - ・ 当該買取契約に関して、以下の要件を満たしていること。
    - ・ 原則、電気需給契約と買取契約が同一名義であること。
    - ・ 買取契約の契約場所と同一の需要場所において、本プランの電気需給契約を締結していること。
    - ・ 一般送配電事業者との接続契約を締結していること。
    - ・ 当社が指定した充放電設備が逆潮流ありで、送配電事業者が定める系統連系技術基準に適合した接続になっており、かつ託送供給等約款における発電者に係る事項を遵守していること。
    - ・ 託送供給等約款に定めるところにより、当社の発電バランシンググループに属していただくこと。
  - ・ 電動車V2G実証プランの適用は、当社都合その他やむを得ない場合を除き、原則、2026年3月31日以降の最初の検針日前日までとなり、当該検針日以降は電動車V2H実証プランを適用します。なお、2026年3月31日以降の最初の検針日前日までに本プランを解約する場合は、電気需給契約とあわせて、買取契約も解除いたします。
  - ・ 電動車V2G実証プランから電動車V2H実証プランへの変更の際、当社が指定した充放電設備の仕様を逆潮流なしとする配線工事とソフトの変更を実施し、当該買取契約を解約いたします。その際、当社はあらかじめ一定期間、工事日を当社が適当と考える方法により周知することとします。また、当該プラン変更の際、当社は基本約款第2条（約款の変更）第3項(2)の定めに従います。
  - ・ お客様、または同居家族の名義で別紙に定める対応車種をいずれか1台のみ所有（リース契約等に基づいて第三者が所有する電動自動車借り受けている場合を含みます。）しており、かつ他に対応車種以外の電動車を所有していないこと。
  - ・ 同一需要場所内に当社が指定する以下の設備が設置されており、本プラン契約期間中、継続して当該設備を使用していること。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。
    - ・ 充放電設備：VCG-666CN7-R（ニチコン株式会社製）
    - ・ 付帯設備：Nature Remo E2（Nature株式会社製）
- ※ 上記以外の充放電設備、HEMS機器、太陽光発電設備ならびに蓄電池が同一需要場所に設置してある場合は、本契約申込条件の対象外となります。
- ・ 東京電力パワーグリッドの提供する電力メーター情報発信サービス（Bルートサービス）を利用申請の上、スマートメーターで計測したデ

ータを当社が指定した付帯設備と接続いただきます。なお、そのスマートメーターと当該付帯設備との通信には、お客様のWi-Fiを利用させていただきます。

- ・ 電動車V2X実証アプリを登録し、当該アプリを通じて、電動車の充電、ならびに放電を行うこと。当社は、合理的な判断に基づき、任意のタイミングで充放電の指令を行うものとします。なお、当該アプリは2026年3月31日で終了となります。
- ・ 電動車V2G実証プランをご契約中のお客様で、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。この場合、電気需給契約の解除に伴い、買取契約もあわせて解除いたします。
- ・ お客様が別紙に定める対応車種の保有を確認できない場合。対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客様は、すみやかにご提出いただきます。
- ・ お客様が別紙に定める対応車種以外の電動車を当該充放電器に接続して使用していることが確認された場合。
- ・ 同一需要場所内の設備が当社の指定以外の充放電設備、付帯設備に変更されていることが確認された場合。
- ・ 同一需要場所内に新たに太陽光発電設備や蓄電池が設置されていることが確認された場合。
- ・ システム上の不具合などにより、万が一、電力契約にかかる料金、ご使用量または逆潮電力量に関するお知らせに誤りが生じた場合には、当社は速やかにそれらを訂正する等必要な措置を講じます。

〈免責〉

- ・ 当社は、電動車V2X実証アプリに関し、その信頼性、完全性、正確性、有用性または目的適合性についていかなる保証も行わないものとします。
- ・ 本契約に関し、お客様間またはお客様と第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客様が自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ・ お客様による本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客様、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ・ 当社は、お客様の設備・車両等の不具合および障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、一切の責任を負わないものとします。
- ・ お客様が2026年3月31日以降の最初の検針日前日までに本プランを解約される場合は、電動車V2X実証アプリはお客様ご自身で必要に応じ解約してください。お客様が独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。

〈その他〉

- ・ 本プランを契約されたお客様で、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として220円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- ・ 当社からは是正勧告および是正措置を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、本プランから他の電力プランへ契約を移行する、もしくは解約する場合があります。

■ 電動車V2H実証プラン

料金は、基本料金（税込）＋【市場に基づく電気料金※1＋託送従量料金相当額※2×ご使用量＋サービス運営費※3×ご使用量】＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量とします。まったく電気を使用しない場合は、基本料金を半額といたします。

	単位	区分	単価(税込)
基本料金	1 契約	10 A	262.24 円
		15 A	393.36 円
		20 A	524.48 円
		30 A	786.72 円
		40 A	1,048.96 円
		50 A	1,311.20 円
		60 A	1,573.44 円
		1 kVA あたり	262.24 円

市場に基づく電気料金※1

お客様の30分ごとの使用電力量 ÷ (1-エリア損失率) × 30分ごとのエリアプライス × 消費税率  
 エリア損失率：6.9%

託送従量料金相当額※2

区分	単価(税込)
1 kWhあたり	6.97 円

サービス運営費※3

区分	単価(税込)
1 kWhあたり	5.50 円

解約金	なし	燃料費調整	なし
-----	----	-------	----

〈特則〉

- ・ 申込み対象は個人または法人とします。
- ・ 原則、戸建住宅に居住し、お客様、またはその同一の家屋に居住している家族(以下、「同居家族」といいます。)が、当該戸建住宅を需要場所とする電力契約を小売電気事業者と締結していること。
- ・ 電動車V2H実証プランは、2027年3月末日以降廃止を予定しており、本プランの適用は、当社都合その他やむを得ない場合を除き、原則、本プラン廃止日以降の最初の検針日前日までとなり、当該検針日以降はきほんプランを適用します。

- ・ 電動車V2H実証プランからきほんプランへのプラン変更の際、当社は基本約款第2条（約款の変更）第3項(2)の定めに基づいてお客さまに周知いたします。
- ・ お客さま、または同居家族の名義で別紙に定める対応車種をいずれか1台のみ所有（リース契約等に基づいて第三者が所有する電動自動車を借り受けている場合を含みます。）しており、かつ他に対応車種以外の電動車を所有していないこと。
- ・ 同一需要場所内に当社が指定する以下の設備が設置されており、本プラン契約期間中、継続して当該設備を使用していること。ただし、別途規約に特別の記載をした場合には、その限りではありません。

- ・ 充放電設備：VCG-666CN7（ニチコン株式会社製）
- ・ 付帯設備：Nature Remo E2（Nature株式会社製）

※上記以外の充放電設備、HEMS機器、太陽光発電設備ならびに蓄電池が同一需要場所に設置してある場合は、本契約申込条件の対象外となります。

- ・ 東京電力パワーグリッドの提供する電力メーター情報発信サービス（Bルートサービス）を利用申請の上、スマートメーターで計測したデータを当社が指定した付帯設備と接続いただきます。なお、そのスマートメーターと当該付帯設備との通信には、お客さまのWi-Fiを利用させていただきます。
- ・ 電動車V2X実証アプリを登録し、当該アプリを通じて、電動車の充電、ならびに放電を行うこと。当社は、合理的な判断に基づき、任意のタイミングで充放電の指令を行うものとします。なお、当該アプリは2026年3月31日で終了となります。
- ・ 電動車V2H実証プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
  - ・ お客さまが別紙に定める対応車種の保有を確認できない場合。対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
  - ・ お客さまが別紙に定める対応車種以外の電動車を当該充放電器に接続して使用していることが確認された場合。
  - ・ 同一需要場所内の設備が当社の指定以外の充放電設備、付帯設備に変更されていることが確認された場合。
  - ・ 同一需要場所内に新たに太陽光発電設備や蓄電池が設置されていることが確認された場合。
- ・ システム上の不具合などにより、万が一、電力契約にかかる料金、ご使用量に関するお知らせに誤りが生じた場合には、当社は速やかにそれらを訂正する等必要な措置を講じます。

#### 〈免責〉

- ・ 当社は、電動車V2X実証アプリに関し、その信頼性、完全性、正確性、有用性または目的適合性についていかなる保証も行わないものとします。
- ・ 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ・ お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ・ 当社は、お客さまの設備・車両等の不具合および障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、一切の責任を負わないものとします。
- ・ お客さまが2026年3月31日以降の最初の検針日前日までに本プランを解約される場合は、電動車V2X実証アプリはお客さまご自身で必要に応じ解約してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。

#### 〈その他〉

- ・ 本プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として220円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- ・ 当社からは是正勧告および是正措置を行ったにもかかわらず、不正利用が続く場合は、本プランから他の電力プランへ契約を移行する、もしくは解約する場合があります。

## ■ きほんプラン

電動車V2H実証プラン廃止日以降、最初の検針日以降は本プランが適用となります。

料金は、**定額料金（税込）（※6）（※7）+ {下表の区分に応じた電力量料金単価(税込) × 下表の区分に応じたご使用量 ± 燃料費調整単価(税込) × ご使用量} + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込) × ご使用量**とします。まったく電気を使用しない場合は、定額料金内の基本料金相当額の半額を請求いたします。

	単位	区分	東京電力エリア単価(税込)
定額料金	基本料金相当額	10 A	311.75 円
		15 A	467.63 円
		20 A	623.50 円
		30 A	935.25 円
		40 A	1,247.00 円
		50 A	1,558.75 円
		60 A	1,870.50 円
		1 kVA あたり	311.75 円
	固定料金	最初の 120kWh まで	3,576.00円
電力量料金	1 kWh	120 kWh 超過 300 kWh まで	35.50円
		300 kWh 超過分	35.50円

本プランの適用となる際は、当社は基本約款第2条（約款の変更）第3項(2)の定めに基づいてお客さまに周知いたします。なお、上記金額は2025年7月現在の料金です。本プラン適用時に料金等の変更があった場合は、電気事業法第2条の13第2項に基づく書面（契約締結前書面）および同法第2条の14第1項に基づく書面（契約締結後書面）にて、本プラン適用前後でお客さまへ交付します。

解約金	なし	燃料費調整	あり	燃料費調整額の上限	なし
-----	----	-------	----	-----------	----

- ※1 東京電力エリアのエリアプライスをエリア損失率で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額とします。
- ※2 「1月」の使用電力量につき、一般送配電事業者が定める託送料金相当額を適用して算定します。
- ※3 「1月」の使用電力量につき、当社が定めるサービス運営費の単価を適用して算定します。
- ※4 東京電力エリアのエリアプライスに、お客さまより逆潮流された電力量を乗じた金額とします。
- ※5 「1月」の逆潮流電力量につき、以下の当社が定めるサービス運営費の単価を適用して算定します。
- ※6 きほんプランの契約電流 10 A～60 Aにおける定額料金は、以下の算式で算定します。
- ・1 契約あたりの基本料金相当額（税込） + 1 契約あたりの最初の 120 kWhまでの固定料金（税込）
- まったく電気を使用しない場合は、定額料金内の 1 契約あたりの基本料金相当額（税込）の半額を請求いたします。
- なお、お客さまへのご請求明細内訳では基本料金相当額と固定料金を合算し、「定額料金」と表記されます。
- ※7 きほんプランの契約容量が 6 kVA以上であり、かつ原則として 50 kVA未満の定額料金は、以下の算式で算定します。
- ・{1 kVAあたりの基本料金相当額（税込） × ご契約容量} + 1 契約あたりの最初の 120 kWhまでの固定料金（税込）
- ただし、まったく電気を使用しない場合は、上記「1 kVAあたりの基本料金（税込） × ご契約容量」の半額を請求いたします。
- なお、お客さまへのご請求明細内訳では基本料金相当額と固定料金を合算し、「定額料金」と表記されます。

#### <<燃料費調整>>

燃料費調整とは、原油・液化天然ガス・石炭価格の変動を毎月の電気料金に反映するものです。各月に適用する燃料費調整単価は、3か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2か月後の電気料金に反映します。

##### 1. 燃料費調整単価

燃料費調整額に用いる燃料費調整単価は、エリアごとに基準燃料価格（別表 2）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次の計算式で計算します。なお、当社の燃料費調整単価には、上限設定がありません。また、基準単価（銭）はエリアごとに別表 3,4 に定めています。

##### (1) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

・燃料費調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000

##### (2) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

・燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準単価 / 1,000

※燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### 2. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき計算されます。※平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

・平均燃料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  = 別表 1 に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円となり、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

別表 1：燃料費調整単価算出係数

$\alpha$	$\beta$	$\gamma$
0.0048	0.3827	0.6584

別表 2：基準燃料価格

基準燃料価格
86,100 円

別表 3：基準単価

基準単価
1 kWh につき 18.3 銭

※上記価格は消費税等相当額を含みます。

《別紙 対応車種一覧》

メーカー	車名	年式	備考
日産自動車株式会社	リーフ、リーフe+	全年式	※以下の型式に限る ZAA-ZE1 ※対応車種の中でも車両側のプログラムを変更する必要がある車両があります。車両のプログラム変更に関しては、自動車販売店へお問い合わせください。 ※日産自動車株式会社の放電非対応EVは本システムを使用できません。放電非対応EVに充電した場合、充電が正常に動作せず、車両にコーションが残る可能性があります。
	e-NV200	全年式	
	アリア	全年式	
	クリッパーEV	全年式	※メーカーオプションの急速充電機能を装着の車両でご利用いただけます。
三菱自動車工業株式会社	アウトランダー（PHEVモデル）	22年式以降	※以下の型式に限る 5LA-GNOW（Pグレード、Gグレード、Mグレードかつメーカーオプション「MITSUBISHI CONNECT」搭載） ※エンジンがかかった状態もしくはイグニッションONの状態ではEVパワー・ステーションによる充電・放電はできません。
トヨタ自動車株式会社	プリウスPHV	19年式～22年式	※CHAdeMO放電対応車種以外は、EVパワー・ステーションをご使用になれません。2023年3月発売のプリウスPHEVはCHAdeMO放電非対応車となるため、V2Hはご利用いただけません。 2019年5月～2022年10月生産の「乗車定員5名の車両」が対象です。 急速充電インレット（外部給電機能〔V2H〕付き）はオプション装備です。詳しくは、自動車販売店にご確認ください。 ※エンジンがかかった状態では、EVパワー・ステーションによる充電・放電はできません。
	クラウンSPORT RS	全年式	※エンジンがかかった状態では、EVパワー・ステーションによる充電・放電はできません。
	アルファードPHEV	全年式	※エンジンがかかった状態では、EVパワー・ステーションによる充電・放電はできません。
	ヴェルファイアPHEV	全年式	※エンジンがかかった状態では、EVパワー・ステーションによる充電・放電はできません。
本田技研工業株式会社	Honda e	全年式	
	N-VAN e:	全年式	急速充電ポート付の車両に限ります。
BYD Auto Co., Ltd.	BYD ATTO 3	23年式以降	
	BYD DOLPHIN	23年式以降	
マツダ株式会社	MAZDA MX-30 EV MODEL	22年式以降	※V2H対応車両（車台番号DRH3P-150001～）が対象となります。
	MAZDA MX-30 ROTARY-EV	23年式以降	
	MAZDA CX-60 PHEV	22年式以降	
	MAZDA CX-80 PHEV	24年式以降	